

令和5年2月24日

## 令和5年2月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月24日（金）午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 石井町役場1階 会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕  
2番 久米 基敬  
3番 黒住 敬  
4番 笠井 義晴  
5番 吉浦 武夫  
6番 山口 弘司  
8番 藤井 利夫  
9番 中村 恒夫  
11番 桑内 千恵美  
13番 加藤 賢司  
14番 井内 茂種

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 報告第11号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について
- 報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第14号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 それでは、ただいまより令和5年2月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、10番吉村委員、12番大西委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は13番加藤職務代理と14番井内委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については6件です。

なお、受付番号25は、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号31と同一の農地にかかる案件でございますので、併せて説明させていただきます。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号20から25については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号20について、高原字桑島の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第7号、受付番号20について説明いたします。

2月16日に矢部会長、山口委員、私の3名で申請地に出向き、農地法第3条の規定による所有権移転の件で、譲受人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

譲渡人は、農地を処分したいとのことで、申請地と一団の農地内で耕作している譲受人に売却することになったとのことです。

申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇、登記、現況とも田で、面積は209㎡です。

譲受人は現在、米と野菜栽培に従事しており、農作業に必要な農機具は揃っております。

農地は、所有地と購入予定地を合わせて〇〇〇〇㎡あり、石井町の下限面積要件を満たしています。

農作業は、本人と妻、子で年間250日に従事しております。

許可相当と考えられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号20について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号20は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号21について、浦庄字諏訪の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第7号、受付番号21について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、2月15日に吉浦委員、笠井委員と私で譲受人に会い、聞き取り及び現地確認を行いました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、1,375㎡、有償移転となっております。

譲渡人は申請地を耕作しておらず、隣接地が譲受人の所有地であったため、この度、譲渡人から土地を購入して耕作することとなったとのことです。

譲受人は米を作付けしており、自作地は〇〇〇〇㎡、権利取得後の面積は、〇〇〇〇㎡になります。

農機具は、トラクター〇台、軽トラック〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥

機〇台を所有しております。

年間農業従事日数は、180日です。

周辺地域との関係においては、付近の方々に迷惑及び被害が無いように対処して耕作するとのことです。

以上のことにより、受付番号21は許可相当と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号21について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号21は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号22について、高原字平島の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第7号、受付番号22号について説明いたします。

2月16日に、矢部会長と藤井委員、私の3名で申請地に出向き、農地法第3条の所有権移転の件で、代理人と譲受人に会い、現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、高原字平島〇〇〇番〇、1、765㎡と隣接する〇〇〇番〇、59㎡で登記及び現況ともに田です。

譲渡人は、申請地の近くに在住し、農業を営んでいる譲受人に所有権を譲りたいとのことです。

譲受人については、水稻及び蔬菜等を栽培しており、農機具はトラクター〇台、トラック〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台を所有しております。

譲受人が所有する農地の地積は、石井町の下限面積要件を満たしております。

農業従事要件について、譲受人は農作業歴〇年で、年間250日、家族で営農しております。

申請地は境界が明確であり、問題はないと思われれます。

以上のことから許可相当と考えます。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問、意見無し)  
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号22について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号22は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号23について、浦庄字諏訪の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第7号、受付番号23について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、2月15日に吉浦委員、笠井委員と私で代理人に会い、聞き取り及び現地確認を行いました。

申請地は、浦庄字諏訪の農地3筆で、登記が田、現況が田、面積が1,443㎡、115㎡、257㎡、有償移転です。

譲渡人が今後耕作を行わず、譲受人が農業経営の規模を拡大することから購入にいたったとのことことです。

申請地は譲受人の耕作地に隣接しており、野菜作りや稲作等に適地であるとのことです。

譲受人は、自作地○○○○㎡、借入地○○○○㎡、計○○○○㎡にて、水稻、ホウレン草、ブロッコリーを家族4人で栽培しております。

譲受人は年間約250日、妻が約150日、父と母が各200日、農業に従事しております。

農機具は、トラクター○台、トラック○台、田植機○台、コンバイン○台、乾燥機○台を所有しており、農作業歴は50年以上です。

周辺地域との関係においては、支障はないとのことです。

以上のことにより、受付番号23は許可相当と考えます。

皆様方のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号23について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号23は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号24について、藍畑字東覚円の担当であります10番吉村委員が欠席しておりますので、9番中村委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

9 番 議案第7号、受付番号24について、吉村委員に代わり代読いたします。  
2月22日に中村委員と私の2名で、譲受人と農地法第3条第1項に規定する所有権移転について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。  
申請地は、藍畑字東覚円〇〇〇番〇 登記及び現況が畑 2, 483㎡です。  
譲渡人は、高齢で町外に居住していたため、譲受人に申請地の耕作を依頼しておりましたが、今後も耕作が困難であることから売買にいたったとのことであります。  
譲受人の耕作面積は〇〇〇〇㎡で農地取得にかかる下限面積要件を満たしております。  
トラクター〇台、トラック〇台、農業用ドローン〇台など耕作に必要な農機具を所有しております。  
また、申請地は国土調査が完了し、境界が確定しております。  
本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問、意見無し)  
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号24について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号24は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号、受付番号25及び議案第9号、受付番号31については、同一事業、同一地番に係る申請であります。

事務局が徳島県農林水産政策課と協議の結果、一体の案件とみなすことが望ましいと回答を得ておりますので、一括して審議したいと思います。

浦庄字大万の担当であります4番笠井委員に一括して、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第7号、受付番号25及び議案第9号、受付番号31について説明いたします。

2月15日に黒住委員と吉浦委員、私の3名で、委任を受けた行政書士と、農地法第3条及び農地法第5条に規定する、所有権移転及び農地転用について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

この2件の申請は、就労継続支援B型事業所にかかるものです。

譲受人である医療法人は、〇〇町で障害者福祉サービス事業所を運営しております。

この事業を申請地で行うことについては、徳島県保健福祉部健康づくり課と協議済みとのことです。

農地法第3条申請にかかる受付番号25の申請地は浦庄字大万〇〇〇番〇、登記が畑で、292㎡の内、現況畑の部分250㎡です。

社会福祉事業での申請のため、農作業常時従事要件、下限面積要件等の要件は適用除外となります。

申請地は現在、休耕状態です。許可後は申請地でケールを栽培する予定とのことです。これに施設の利用者が参加するとのことです。

農機具については、トラクター〇台、トラック〇台を譲受人から引き継ぎます。

耕作は、現在の障害者福祉サービス事業所の施設長が年間12カ月従事するほか、施設職員が4人から5人従事する予定とのことです。

よって、本件は許可相当と考えております。

続きまして、農地法第5条申請にかかる受付番号31について説明いたします。

申請地は、浦庄字大万〇〇〇番〇、登記は畑、現況は大部分が宅地の825㎡と大万〇〇〇番〇、登記が畑で、292㎡の内、現況進入路の部分41.43㎡です。

転用目的は、就労継続支援B型事業所です。

浦庄字大万〇〇〇番〇は、敷地の大部分が宅地となっており、一部残っている畑部分は、整地後に砕石等を敷き駐車場として利用します。

事業所は、現在の建物を使用し、敷地は既存構造物を撤去して、フラットな状態にします。

隣接地との境界は、コンクリートブロックやフェンス等で囲われているため、施工後の影響は無いと見込まれます。

雨水は既存の排水設備を利用するとのことです。

浦庄字大万〇〇〇番〇番の一部は、現況が農家住宅の進入路で、舗装された状態

です。

畑部分とは擁壁で区切られ、雨水は県道側溝へ流れているため、耕作に影響はないものと見込まれます。

申請地については、始末書が添付されております。

周辺の農地への被害等はないとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号31の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま笠井委員が説明されたとおりです。

転用目的は就労継続支援B型事業所です。

譲受人である医療法人が現在、就労継続支援B型事業所として、〇〇町で障害者福祉サービス事業所クローバーを運営していることを法人登記の履歴事項全部事項証明書で確認しております。

申請地においても本福祉事業を行うことを徳島県保健福祉部健康づくり課と協議済みで、農地転用及び農地の所有権移転の許可を受けた後、速やかに事業申請を行うことを議事録で確認しております。

浦庄字大万〇〇〇番〇は、敷地の大部分が宅地となっており、一部残っている畑部分は、整地後に碎石等を敷き駐車場として利用します。

事業所は、現在の建物を使用し、建物敷地を除く部分は、既存構造物を撤去し、フラットな状態になります。

隣接地との境界はコンクリートブロックやフェンス等で囲われているため転用による影響は無いと見込まれます。

雨水は既存の排水設備を利用するとのことですが、事業開始に伴い排水量が増える場合には、麻名用水土地改良区と協議を行うとのことです。

浦庄字大万〇〇〇番〇の一部は、現況が農家住宅の進入路で舗装された状態です。

畑部分とは擁壁で区切られ、雨水は県道側溝へ自然排水されておりますので、今後も耕作に影響はないものと見込まれます。

2筆については、始末書が添付されており、今後は農地法を遵守することが明記されております。

現況の状態での転用であるため周辺の農地への被害等はないとのことです。  
預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(1 番田幡委員質疑、議長が質疑を認める。)

1 番 申請地は、農用地区域から除外はされているけれども、地目が農地のままで現況が宅地となっていたのですね。

非農地証明でなく、これが農地法第5条で申請されたのは、なぜですか。

事務局 20年以上前の空中写真で、申請地の大部分が非農地であると判断できなかったため、農地法第5条で申請していただきました。

1 番 それならば違法転用である以上、申請書を提出する前に農業委員会の対応が必要だったのでないのですか。始末書で申請を認めてしまったのですか。

事務局 申請地の上に建物があり、農地に復元することができないため、やむを得ないと判断しました。

1 番 わかりました。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

議案第7号、受付番号25について原案のとおり決定し、議案第9号、受付番号31については、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号25について原案のとおり決定し、受付番号31は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

なお、一体の事業にかかる案件でありますので、受付番号25の許可は受付番号31の許可を待って行うことといたします。

議長 次に議案第8号、農地法第5条の規定による許可の取消願及び議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可の取消願については、1件、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、6件申請がありました。

なお、受付番号31については、先ほど説明いたしましたところでございます。  
(議案書に基づいて内容を説明)

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、議案第8号、受付番号26及び議案第9号、受付番号27については一連の案件でありますので、石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2番 議案第8号、受付番号26及び議案第9号、受付番号27につきましては、同一の申請地の案件でありますので、併せて説明させていただきます。

2月11日に現地にて、代理人の行政書士に対し、田幡委員と私が聞き取り調査を行いました。

受付番号26の譲受人と受付番号27の譲受人が協議の結果、譲受人のみを変更するため、農地法第5条による許可の取り消し願いととも、あらためて許可申請を行うものです。

申請地は除草された状態であり、北側に譲渡人の居宅、東側に麻名用水土地改良区の水路、西側は公道、南は田に面しております。

譲渡人は、農業に従事することが困難で、今夏まで休耕状態で管理に困っていたところ、隣接地に居住する譲受人が駐車場不足であったため、農地法第5条の申請を行うとのことでした。

転用計画自体に変更はなく、84cmほどの盛土を行い、雨水は地下浸透とします。雨水の一部は申請地から流れ出ますが、土砂が流出するおそれは少なく、周囲への影響はないと見込まれます。

麻名用水の意見書もあらためて添付されております。

許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について

て、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 議案第9号、受付番号27の申請は、議案第8号、受付番号26にて譲受人変更による取消願とともに提出されました一連の案件であります。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

申請内容は、平成4年12月総会にて審議された受付番号174の譲受人が〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏に変更されている他は同じであります。

申請地は、昭和46年5月に農用区域から除外された第2種農地です。

転用目的は駐車場で、譲受人の住宅敷地内の駐車場が不足するため譲渡人から所有権を移転して農地の転用をするものであります。

併せて利用する土地である宅地は、171.66㎡で申請地229㎡との面積の計は400.66㎡であります。

申請地は、現地盤より約84cm山土で盛土します。北側は住宅地、西側は県道です。農地との境界にはコンクリート擁壁を新設します。

雨水は地下浸透です。

周辺の農地等に被害を及ぼすおそれはなく、被害が生じた場合は、申請者の責任において解決することが申請書に明記されております。

預金残高証明書で事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑があればしていただく。なければ次に進む。)

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

議案第8号、受付番号26について、取り消しすることが妥当であると確認するとともに、議案第9号、受付番号27については許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号26について、取り消しすることが妥当で

あると確認するとともに、受付番号27については許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号28について、浦庄字諏訪の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

3番 農地法第5条の規定による許可申請について、2月15日に矢部会長、太田局長、片岡主幹、吉浦委員、笠井委員と私で、申請者の代理人である行政書士に会い、聞き取り調査及び現地確認を行いました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記と現況が田、1, 353㎡で有償移転です。

権利を取得する土地は、事業拡大のため駐車場にするため、申請地として選択したとのことです。

転用計画の概要については、現地盤を整地し、再生クラッシャーを10cm敷き詰めて均一にならし、雨水については、地下浸透にするとのことです。

周囲は、既にコンクリート擁壁で囲われており、周囲の農地等に対し、被害を及ぼすおそれはないとのことです。

万一被害が生じた場合は、申請人の責任において対処し、関係者の方には迷惑をかけないとのことです。

譲受人については、定款及び株主総会議事録が添付されており、健全経営を行っております。

麻名用水土地改良区の意見書も取得されております。

以上のことから許可相当と思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号28の申請地は、令和5年1月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま黒住委員が説明されたとおりです。

転用目的は駐車場で、譲受人が、新たに一般運送業の許可を受け事業を拡大するため、事業所の北に位置する申請地を売買し、駐車場に転用するものであります。

申請地は、西側町道の高さ合わせて、現地盤を整地し、再生クラッシャーランを10cm敷きならしめます。申請地の南側と西側は町道で、北側は麻名用水土地改良区用の悪水路、東側は宅地等の敷地となっており、周囲に影響がないように工事を行うとのことです。

車は主に幅員が6m以上ある西側町道から進入するため、問題は無いと思われま

す。

雨水は地下浸透になります。

農地転用に関して、周囲に被害が無いように注意し、万一被害が生じた場合は、転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号28について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号28は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号29について、浦庄字上浦の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

4 番 議案第9号、受付番号29について説明いたします。

2月15日に農地法第5条の規定による許可申請について、黒住委員、吉浦委員と私の3名で、委任を受けた行政書士とともに現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記が畑、現況が畑、559㎡です。

〇〇〇〇が新居を建設するにあたり、実家の道路を挟んですぐ東側にある申請地に建設することになったとのことです。

隣接地には農地が無く、農地を挟んだ農地も貸人が所有するため、問題はありません。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号29の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま笠井委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家の分家住宅で、借人が実家で生活しているもの手狭であり、新たに世帯分離するため、申請地を使用貸借して住宅を建設するとのことです。

転用面積は、分家住宅の目安となる450㎡を超えますが、上浦〇〇〇番〇は559㎡しかなく、残地を農地として利用することが土地の形状等により不合理であることから、1筆全てを転用することを徳島県との開発申請における協議により認められているとのことです。

申請地は、擁壁を新設して造成します。造成高は現地盤から約32cmで、山土で盛土します。

給水は、北側町道を通る給水管から水道を引き込みます。

排水は、合併浄化槽を通して、麻名用土地改良区の利用水路に流します。

住宅の建設に必要な資金については、銀行の残高証明書が添付されております。

徳島県に提出する開発行為許可申請書の写しが添付されております。

麻名用土地改良区の意見書と放流同意書が添付されております。

この農地転用のため、周辺地域に影響することはないとのことで、もし被害等が生じた場合は、申請人の責任において対応することが申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号29について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号29は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号30について、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

13番 議案第9号、受付番号30、農地法第5条規定による許可申請について説明いたします。

2月15日に大西委員、井内委員と1,000㎡を超える申請であったため、会長及び職務代理である私、事務局より太田局長と片岡主幹の6名で代理人に聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記が田、現況は休耕地で、2,598㎡です。

譲渡人は他にも農地を所有しておりますが、全て貸しており、自身では耕作しておりません。

代理人によると、譲受人の関連企業である株式会社〇〇〇〇が申請地の南側で〇〇機械等を生産しているところ、事業拡張により従業員等の駐車場が不足することになるため、工場敷地に隣接し、町道に囲われた北側の申請地を購入して、駐車場に転用するものです。

転用後は、株式会社〇〇〇〇と賃貸借契約を結ぶ予定です。

石井町建設課と境界を確認しており、境界内に擁壁を新設し、碎石で造成してアスファルトで舗装します。

造成高は、町道の高さに合わせます。

駐車場へは、東側の町道などから進入します。

雨水は町道を挟んで東側にある、麻名用土地改良区の水路に放流するとのことであり、放流同意書が添付されております。

以上のことから許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号30の申請地は、令和5年1月に農用地区域から除外された、第1種農地です。

概要につきましては、ただいま加藤職務代理が説明されたとおりです。

第1種農地の転用は、不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号二、同施行規則第36条において、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供する場合、事業の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えない場合は、認められます。

本申請において、総事業面積は10,358.47㎡であり、第1種農地の占める割合は2,598㎡と約4分の1であります。

申請地は、株式会社〇〇〇〇と賃貸借契約を締結する予定です。既に併せて利用する土地、高川原〇〇〇番〇において賃貸借契約を締結し、工場を建設して事業を行っております。

転用目的は駐車場で、事業拡張に伴い現在の敷地内に、株式会社〇〇〇〇が新たに工場棟と事務所棟を建築するため、駐車場を確保するためのものです。

申請地は、現在の工場の北側に位置します。申請地の北側、東側、西側は町道で、その境界に擁壁を新設し、町道の高さまで碎石で造成し、アスファルトで舗装します。

官民境界については、建設課と確認しているとのことです。

主な進入路は東側町道です。自家用車の進入であるため問題はないと思われま

す。雨水は申請地南東部から麻名用土地改良区が管轄する水路に放流します。

農地転用に関して、周囲に被害が無いように注意し、万一被害が生じた場合は、転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用土地改良区の意見書と放流同意書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号30について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号30は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号32について、高原字中島の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第9号、受付番号32について説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請の件で、2月16日に矢部会長、山口委員と私の3名で申請人から委任を受けた行政書士の立会いのもと、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高原字中島〇〇〇番〇は、登記が宅地、現況が田で、〇〇〇番〇は登記と現況ともに田です。合計地積は368.34㎡になります。

今回申請した理由は、実家の近くの申請地に農家の世帯分離住宅を建築し、実家の農業の補助を行うためとのことです。

申請地は、西側は町道、東側は幹線道路、南側は貸人の農地です。

造成は、周囲を擁壁で囲み良質の山土で盛土するため、土砂の流出等による被害のおそれはないとのことです。

生活排水は、合併浄化槽を通して放流します。

麻名用土地改良区の放流同意書が添付されております。

境界も確定しており、隣地及び周辺農地等に迷惑をかけないように申請人が責任をもって対応するとのことです。

被害防除や事業計画に関しては問題がないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号32の申請地は、令和5年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

転用目的は農家の分家住宅で、借人の子が実家の農業を継承する予定であり、申請地を使用貸借して住宅を建設するとのことです。

転用面積は、2筆合わせて368.34㎡です。

申請地は、擁壁を新設して造成します。造成高は現地盤から町道の高さに合わせて山土で盛土します。

給水は、石井町の水道から十分な量の取水が困難であることから打ち込み井戸で対応します。

排水は、合併浄化槽を通して、町道側溝に流します。排水の末流は麻名用土地改良区の水路です。

住宅の建設に必要な資金については、銀行の融資証明書が添付されております。

徳島県に提出する開発行為許可申請書の写しが添付されております。

麻名用土地改良区の意見書と放流同意書が添付されております。

この農地転用のため、周辺地域に影響することはないとのことです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号32について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号32は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第10号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号33については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号33について、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第11号、受付番号33について、説明します。

2月15日に大西委員、井内委員と私の3名で、申請地にて申請者と事情調査及び現地確認を行いました。

申請地は、申請者の宅地の北側に隣接しており、登記簿では田ではありますが、平成3年以前に牛舎の敷地になり、15年前に牛舎が除去された後も引き続き倉庫敷地及びコンクリート舗装がされた駐車場として使用されております。

申請者が調べたところ、申請地の登記地目が田であり、農地法違反であることが判明したため、違法状態を解消するため、非農地証明を願い出たとのことです。

平成3年3月13日に撮影された国土地理院の空中写真に建物が写っており、少なくとも21年前から牛舎敷地として利用されていたことが確認できます。

また、現状から農地への復元は極めて困難であると思われますので、農地法の適用を受けない旨の証明を行っても問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号33の申請地は、令和5年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま加藤職務代理が説明されたとおりです。

平成3年以前より宅地として利用してきたとのことであり、撮影年月日が平成3年3月13日、証明年月日が令和4年12月27日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されております。

空中写真では建物敷地となっていたことが確認できるとともに、現在も建物敷地及び舗装された駐車場となっているため、農地への復元は著しく困難です。

申請地においては地元改良区等の組織がないことが申述書で述べられております。農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと判断しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号33について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号33は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第11号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願については、1件受理しました。

報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

報告第14号 農用地利用集積計画の合意解約については、4件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年2月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました